

六、労働條件の國際的均衡

理 由

- 一、本法制定の要求は一貫せることの總括的労働法典の制定をなすものである。
- 二、労働を基礎付けるところの産業が社會化——社會主義化——することによつてのみ産業の基礎的條件たる労働が重視され分配の公平が行はれるときに始めて購買力の増進が起る。本案はこの立脚點の上に労働法典の制定をなさんとするものであり、従つて流動的發展的なる要求である。
- 三、交易の上で起つ國際經濟の一翼たる國家産業は、國際經濟政策の合理的樹立によつてのみ安定する。ブロック經濟政策はかかる安定の破綻を招來するものであつて、産業的諸條件の均衡によつて新しき社會化されたる安定を生むものである。
- 四、現今の社會的經濟的状況は、從來の自由主義的制度に代ふるに統制的なる制度を以てせんと努力したつて來ており、此の現れの一つとしてソシアリズムに上インフレーションによつて一國繁榮の不況打開策を講じてある。然して其れは労働の極度の搾取に基づくもの

爭議方針に關する件

提 案 理 事 會

主 文

爭議方針並に昭和九年度に於ける爭議方針を左の如く定む。

爭 議 方 針

- 一、中小資本の没落大資本への集積集中は資本主義經濟制度の原則的發展的形態である。此に加ふるに資本主義第三期の状況より必然的に生起し、國家的政策として遂行せらるゝ恐慌克服とブロック經濟の強化のための經濟統制は資本の集中集積を加速度に進行せしむる。
- 二、世界市場の分割と恐慌克服には其の國における労働者からなる國家的(政治的)なる攻勢を迎ふる。
- 三、労働者自らが行ふ生活改善の運動は、資本家階級は凡のる手段によつて暴壓せんとする。

であつて、低賃銀——惡労働條件——其他の國程を高めます(ブロック經濟の對立を激化せしめる。此の結果は日本商品に對する數多くの關稅引上げ、或は日印通商條約の廢棄、或は日英會商の決裂によつて損車をかけられたる全世界よりのポイコットの空氣が現實の結果として招來し來るであらう。斯の如き結果を避けるためには一國貿易の發展を正常なる労働條件によつて生産されたる商品によらなくては絶対に不可能事である。従つてこゝに本案を提出する所以である。

實 行 方 法

- 一、上機關へ提出する事
- 二、組合會議協力する事
- 三、社會大衆黨協力する事
- 四、國務大臣に要求する事
- 五、資本家——政府に一大闘争を起す事
- 六、其他は理事會一任

三、従つて今日の反動的社會狀況は、此の方向を近く變更せんとする狀況にあるものではない。階級的なる一切の活動並に其れを指導する階級的諸勢力は政治的に思想的に反動諸勢力の邀撃を覺悟しなくてはならぬ。

四、以上の如き理由によつて吾々の爭議方針は從來の如く自由主義的分散的個別的なる爭議方針を廢し、計畫的、集中的、全面的に闘争を展開し、強力なる統制力を保持する中央集權的なる方針の確立が必要であり、階級意識の普及徹底と、爭議に對する訓練が十分に積まれなくてはならぬ。

然してかかる方針に基づく爭議は多分に政治的意味を持ち來ることを思ひ政治闘争への用意を怠つてはならぬ。五、以上に基き吾々は當面左の方針によつて爭議闘争を遂行しなくてはならぬ。

イ、本部爭議部並に下部組織の爭議部を確立強化し、組織部並に其他の一切の部門との緊密なる連繫の下に吾組合の一切の組織の行ふ爭議闘争を強力に指導統制しなくてはならぬ。

ロ、多數の闘士を養成し、常任の訓練を行ひ、かくて本部機關と下部機關との連關性を強化し統制力を強めなくてはならぬ。